

審議会等の議事の要旨（要点）

会議名称	第4回生涯学習推進審議会
開催日時	平成26年6月24日（火曜日） 午後7時～午後9時
開催場所	立川市女性総合センター・アイム 第1会議室
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 生涯学習推進審議会会長挨拶 3 確認事項 <ol style="list-style-type: none"> ①配布資料について 4 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1)議事録の確認について (2)生涯学習施策の課題解決への方向性について (3)その他
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 立川市生涯学習推進審議会会議録 2. 第5次生涯学習推進計画策定に向けた骨子（案）について出された意見まとめ 3. 立川市第5次生涯学習推進計画策定のための骨子（案）について（朝岡メモ）基本理念 4. 重点施策1「たちかわ市民交流大学を核とした市民の学びの推進」 重点施策2「地域拠点としての地域学習館の管理運営」 重点施策3「市民の“学び”（自己教育と相互教育）の力をまちづくりに活かす仕組みづくり」 5. 第1章 生涯学習社会の実現に向けて 6. 計画で掲げる施策目標と重点施策、生涯学習施策の体系 7. <参考>第4次生涯学習推進計画（P14、24）
出席者	<p>[委員] 朝岡幸彦会長、佐藤良子委員、眞壁繁樹委員、難波敦子委員、 榑崎茂彌委員、伊藤暢子委員、竹内英子委員、加藤良重委員、 宮本直樹委員</p> <p>[事務局] 生涯学習推進センター長 浅見孝男、管理係長 杉浦丘美、 北岡聡美</p>
欠席者	[委員] 長屋昭副会長、榎本弘行委員、枝村珠衣委員、
公開及び非公開	公開
傍聴者数	0人
会議結果	<ol style="list-style-type: none"> (1) 議事録の確認について <ul style="list-style-type: none"> ・ 議事録を承認する。 (2) 生涯学習施策の課題解決への方向性について <ul style="list-style-type: none"> ・ 本日は第5次生涯学習推進計画の①重点施策の柱だてとその中身、および②施策目標について議論を行いたい。

- 資料 3 及び 4 について、前回の宿題で基本理念を朝岡会長、重点施策 1 を榎本委員、重点施策 2 を眞壁委員、重点施策 3 を朝岡会長に依頼し、たたき台を作成したものである。なお、資料 5 は各担当者から提出された各資料を、第 4 次生涯学習推進計画の書き方に沿って組み替えたものであり、資料 3 及び 4 と内容は同一である。

<基本理念>

- タイトルについては別途検討する。
- 「きょうがく」という言葉について、資料 5 の第 1 章の基本理念では「共学」、資料 4「重点施策 2」の「5 ヶ年推進事業」では「協学」となっているが、「共に学び、協力して働く」という意味を込めて「共学」とする。
- 3 行目「学ぶことは生き方の『質』を高めることであり、すべての市民に学ぶことを保障する」について、「学ぶことは生き方の『質』(quality of life)を高めることであり、すべての市民が学ぶことを保障される」とする。
- 11 行目「子育て」について、近年親だけではなく子どもに焦点をあてた「子育て・子育て」という表現が使用されているので、こちらに統一する。
- 12 行目「『総合的地域教育政策』(community learning)の枠組みが必要であり、」を「『総合的地域教育政策』(community learning)の枠組みによって、市民の学習する権利を保障することが必要であり、」と修正する。
- 「総合的地域教育政策 (community learning)」は、第 5 次生涯学習推進計画で目指すべきものを端的に表現した言葉である。地公行法の改正によって、教育行政をとりまく環境が大きく変化することが考えられ、地域教育のあり方についても時流に流されずしっかりと定めておくこと、特に教育の主体は市民であることを謳っておく必要がある。なお、調布の計画は市民が主体となるための計画というフレーズが入れられている。
- 自主的な学習活動をしている市民との連携については、基本理念ではなく重点施策に入れる。

<重点施策 1 >

- 以前たちかわ市民交流大学の企画運営委員会にて課題をまとめた際、生涯学習推進計画の参考となるような柱があったように思う。企画運営委員である宮本委員に課題を整理してもらい、また、具体化の方策についても、あわせて作成を依頼する。
- 1 行目「まちづくりや地域づくりに学びの視点から貢献していくことを理念とし」を「『市民の共学・協働に育まれたまちづくり』を

理念とし」とする。

- ・ 2行目「講座事業を中心に体系的に市民の学びを推進する『たちかわ市民交流大学』の事業を推進します」を「『たちかわ市民交流大学』を核とした市民の学びを推進します」に修正する。
- ・ 4行目「市民の学び、健康・生きがいがづくりの活性化とともに、地域課題の解決などにつながる学び」を「市民のいきがづくりや地域課題の解決などにつながる学び」とする。

<重点施策2>

- ・ タイトルは「地域拠点としての地域学習館での学びの推進」とする。
- ・ 職員や地域学習館運営協議会が果たす役割の重要性について言及したい。
- ・ 共通の問題意識のもとで、地域課題を意識して活動することが重要であり、地域で活動する団体の市民力をどのように活かしていくかが、今後のまちづくりや学習館機能の充実にとって重要である。
- ・ 団体の学習活動については、社会教育関係団体制度によって自主的な学びの場が保障されている。窓口業務の担当職員は、自分が市民の学習を支えているのだという自覚を持ってほしい。
- ・ 学習館の前身である公民館がこれまで長きにわたって培ってきたものを大切にしていきたい。「公民館三階建て論」を継承し、学習館は誰にでも開かれた場であり、自主的に集まった人たちが自己完結型の学びを超えて、地域や社会について学ぶ場でなければならない。
- ・ 概要・具体化の方策について、眞壁委員に再度検討を依頼する。

<重点施策3>

- ・ 「教育の本来の意味は、社会の持続可能性を保障すること」について、教育学者の間では教育の本質は社会を維持することであるとされている。
- ・ 現在市民交流大学の講座等で学んでいる人は市民の一部に過ぎないが、これらの能動的・活動的な市民（active citizenship）の力を借りて学びの裾野を広げていくことが大切である。
- ・ 学習館が地域でのつながりを生みだしてきたことを評価する。今後は、特に学校との連携を視野に入れて取り組み、未来世代の育成へつなげていくことが大切である。
- ・ 2行目「主体となる市民が地域教育を自ら構想し」を「主体となる市民が教育を自ら構想し」とする。

	<p>(3) その他</p> <p>今回は7月22日(火)午後6時5分より、女性総合センター・AIM 5階、第1会議室にて行う。</p>
次回までの宿題	<p>以下について、資料6の様式に沿った形で文章を作成し、7月7日(月)までに事務局へ提出。</p> <p><重点施策について></p> <p>①重点施策1 具体化の方策：宮本委員</p> <p>②重点施策2 概要・具体化の方策：眞壁委員</p> <p><施策目標について(400字)></p> <p>①いつでも、だれでも学べる身近な学習環境の整備：宮本委員</p> <p>②市民ニーズに合わせた生涯学習情報の提供：枝村委員</p> <p>③「引き出し、結び、まとめる力」を持った職員へ：加藤委員</p> <p>④地域人材の育成と循環：楢崎委員</p> <p>⑤地域の学習施設の有効活用：佐藤委員</p>
担当	<p>教育部生涯学習推進センター管理係</p> <p>電話 042-527-5757</p>